

2020年11月

羽曳野市長

山入端 創 様

羽曳野市教育長職務代理者

金銅 真代 様

2021年度 予算要望書

日本共産党羽曳野市会議員団

目 次

2020年予算要望書	1
重点項目	2
● 福祉に関するもの	3
〈児童福祉関係〉	3
〈老人福祉関係〉	3
〈障害者福祉関係〉	4
〈健康推進関係〉	4
〈保険年金関係〉	4
〈生活困難者関係〉	4
● 市民人権部関係	5
〈税務課、市民課〉	5
● 住宅・環境・エネルギー政策	5
● 産業振興	5
〈観光〉	5
〈農林・商工〉	6
● 土木・都市計画	6
〈道路〉	6
〈都市計画〉	7
● 上下水道	7
● 教育	7
● 生涯教育	8
● 総務関係	9
〈公共施設〉	9
〈総務・人事関係〉	9
● 危機管理	10
● 国・府に対して要望するもの	10
〈国〉	10
〈府〉	13
羽曳野市資料	16

2021年度 予算要望書

各自治体では、この間政府が進める地方創生においても、人口減少は際限なく続き、その一方で、東京一極集中には歯止めがかかっていません。その結果、自治体財政にも格差が生じ、地方の多くが危機に直面しており、憲法でうたわれている地方自治の役割が今改めて問われています。

2019年10月の消費税10%への増税後、今年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界的規模で拡大（パンデミック）し、命の危機とともに雇用や営業が縮小し、経済的生活の危機が深刻化し、世界中が「コロナショック」の事態に陥っています。11月に入り「第3波」の到来を直視し、「検査・保護・追跡」の抜本的強化をすべきですが、政府や大阪府は十分な対応を取ろうとはしていません。

7年8カ月続いた安倍政権は、内政・外交・政治モラル、新型コロナ対策など、あらゆる面で行き詰まり、8月28日、安倍首相が突然辞任を表明しました。安倍政権を「全面的に継承」と言った菅政権は、国民に自助・共助を押し付け政治の責任を放棄したり、日本学術会議の人事に介入し、新会員の任命を拒否したことは、憲法23条の「学問の自由」を始め、日本学術会議法にも反する違憲・違法の暴挙であり、強権政治を許さない国民の大きな怒りが沸き上がっています。

また、核兵器禁止条約の批准国は50カ国となり、来年1月22日から条約が発効されることになり、新しい激動的な時代が始まりました。今、核兵器禁止条約に日本政府も批准をし、憲法を生かした平和な日本を築くことが求められています。

政府は、地方財政の削減、行政サービスの切り捨てと公共施設の統廃合等を自治体に迫り、地方自治体の機能を破壊する政策を引き続きすすめています。暮らし第一で経済を立て直すために、消費税を5%に戻し、富裕層と大企業に応分の負担を求める税制の改革をすすめ、子育て・教育・社会保障の充実をすべきです。

大阪では、11月1日の住民投票で大阪市廃止が再び否決されました。大阪市民の良識のもと大阪市が存続され、維新の政治が提案してきた「大阪都構想」も10年で幕を閉じることになりました。地方自治法には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」と定めており、地方自治体本来の権限を活かしていくことが求められています。私たちは、地方自治体の自主性を尊重して、地域住民の暮らしを守り、地域の再生をめざす取り組みが必要だと考えています。

このような中、羽曳野市が地方自治体本来の仕事である、福祉・教育を最優先にし、住民のいのちと暮らしを守る「住民福祉の機関」として果たす役割はますます重要になっています。

ここに、日本共産党羽曳野市会議員団は、この間の市の施策を検証し、羽曳野市がこれまで市民や関係団体が築き上げてきた行政水準を後退させず、さらに住民や各団体の要望実現を求めるものです。

重点項目

- 1、定数を超えるクラスを早急に解消し、小中学校のすべてのクラスで35人学級を実現すること。
- 2、中学校の全員給食を実施すること。
- 3、学童保育制度の拡充を図るため、土曜日保育を通年で実施し、学校休業日の開所時間を早めること。
- 4、幼稚園・保育所などの統廃合計画である「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」は、地域の子育て支援の拠点や支援の輪を崩すことからその方針を見なおし、地元の声や現場の保育・教育者や識者の声を反映させ、合意形成に努めること。
- 5、子どもの医療費助成の窓口負担の無償化をめざすこと。
- 6、国民健康保険料の値下げと、子どもの均等割り減免を実施すること。
- 7、公共施設循環バスの路線拡充と本数の増便、停留所の増設をすること。
- 8、75歳以上を対象にバス・タクシー代補助など高齢者のお出かけ応援を実現すること。
- 9、不況打開と活力ある街づくりのため「羽曳野市中小企業振興基本条例」に基づき、施策の具体化を図ること。
- 10、災害時には、各担当課に入った被害状況を一元的に集約して地域の被害情報を素早く把握する体制をつくり、スピード感のある対策を総合的におこなうこと。

● 福祉に関するもの

〈児童福祉関係〉

1. 幼保連携型認定こども園の運営・保育内容については、現場の意見を反映させながら、保育行政における公的責任を後退させることなく、保育水準も低下をさせないこと。また、安心して働き子育てできるように0歳児から5歳児までの認可保育所を整備し、市独自に保育料の保護者負担を軽減すること。
2. 幼稚園・保育所などの統廃合計画である「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」は、地域の子育て支援の拠点や支援の輪を崩すことから、その方針を見なおし、地元の声や現場の保育・教育者や識者の声を反映させ、合意形成に努めること。
3. 保育士の確保のための具体的な手立てをとること。
4. 幼児教育保育の無償化によって新たな負担となった副食費（4000円上限）補助を行うこと。
5. 幼稚園の3歳児保育をすべての公立幼稚園で実施し、預かり保育時間の拡充を行うこと。
6. 公立幼稚園に緊急非常ベルの設置をすること。
7. 保育所・幼稚園の老朽化・耐震化対策として、施設改修や改築を進めること。
8. 子育て支援センターや児童館など、市民が気軽に利用できる子育て支援施設を小学校区ごとに設置し、施設内にある部屋の広さや屋外で遊べる場所を十分確保すること。
9. 学童保育制度の拡充を図るため、土曜日保育を通年で実施し、学校休業日の開所時間を早めること。また、そのために指導員の賃金労働条件を向上させ身分保障を確立し、指導員の人数を確保すること。
10. 障害や発達遅れの早期発見・早期療育に重要な役割を果たす「パンダ・きりん教室」を充実すること。専門的な療育が必要な子どもたちの受け入れ枠を拡充すること。

〈老人福祉関係〉

1. 「総合事業」へ移行した「要支援1, 2」の利用者へは「現行サービス」を低下させず、新たに認定された軽度者へも必要なサービスを行うこと。また利用者への負担が重くならないようにし、「多様なサービス」の名の下に安易なボランティアへの置き換えをしないこと。
2. 市独自の介護保険料減免・利用料軽減策を実効性のある制度に拡充すること。
3. 特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくすこと。
4. 介護事業者の現状把握をし、市としても積極的な支援策を講じること。
5. 介護予防のための「街角デイハウス」の健全な運営ができるよう、府に削減した補助金を元に戻すよう強く求めること。また、「街角デイハウス」を1小学校区に1カ所設置することをめざし、市独自でも補助金を増額すること。
6. 高齢者の外出促進のため、公共施設循環バスの路線拡充と増便と停留所の増設を図り、デマンドタクシーなど新しい交通システムの構築と、バス、タクシー代の補助を行うこと。

7. 100歳体操など健康保持のための取り組みに対し、貸し館利用料を補助すること。
8. 買い物が不便な地域には「移動スーパー」などで買い物支援をすること。
9. 一人暮らしの高齢者を支援するための施策を充実させること。

〈障害者福祉関係〉

1. 介護保険優先条項を廃止するように国に求め、65歳以上の障害者に対しては、一律に介護保険サービスを優先することなく、必要な障害福祉サービスが利用できるようにすること。
2. 障害を理由とした差別の解消に努めるとともに、障害者（児）を支える相談支援と障害福祉サービス事業所の充実を図ること。
3. 日常生活用具や補装具の種目を拡充して、利用料の負担を軽減し、生活の質を上げること。
4. 70デシベル未満の加齢性難聴者に対しても、補聴器補助制度を創設すること。
5. 歩道の段差をなくしバリアフリー化をすすめること。
6. 歩道の点字ブロックは、視覚障害者に意見を聞き、安全に設置されているかを確認すること。

〈健康推進関係〉

1. 子どもの医療費の無償化をすすめ、おたふくかぜ・インフルエンザの予防接種費用にも助成し、負担軽減をすること。
2. 病気の「早期発見・早期治療」に結びつけるため、各種健診・検診の無料化をすすめること。また歯科健診を一層充実すること。
3. がん検診は集団検診と共に個別検診を実施し、充実を図ること。また羽曳野市民健診と同時受診をすすめること。
4. AED（自動体外除細動器）を住民の身近な所への増設をすすめ、使用方法を周知徹底すること。

〈保険年金関係〉

1. 国民健康保険料の減免制度の拡充をすすめ、「短期保険証」や「資格証明書」の発行を中止し、丁寧な納付相談の実施で差し押さえなどの制裁措置を行わず、すべての人に保険証を交付すること。医療費一部負担金減免制度は、すべての対象者が利用できるよう広く市民に周知すること。
2. 前納報奨金制度の原資や基金を使って、全体の保険料を下げること。子どもの均等割り減免を実施すること。

〈生活困難者関係〉

1. 生活保護世帯へは「医療券」ではなく、健康保険証と同じ形式の「医療証」を発行すること。ケースワーカーは、国の定めた標準数を配置すること。

2. エアコン設置補助は、すべての生活保護受給者を対象にすること。また、電気代の補助(夏季加算)を行うこと。

● 市民人権部関係

〈税務課、市民課〉

1. 文化・スポーツなど、青少年が自主的活動のできるよう施設の整備に努め、利用料の軽減を行うこと。
2. 市民の活動などを保障するため、コミュニティセンターでも3ヵ月前から施設予約できるシステムにすること。
3. 性的マイノリティの多様性を認め合う社会につながるよう「パートナーシップ条例」を制定すること。

● 住宅・環境・エネルギー政策

1. 福島原発災害の教訓に学び、原発推進から再生可能エネルギーへの転換を目指し、一般家庭への太陽光パネル設置助成や教育・子育て施設を含む公共施設に太陽光パネルを設置するなど、地域の実態にあったエネルギー施策を研究して促進させること。
2. 大規模災害時に際しては、速やかな瓦礫撤去作業を推進できる体制を確保し、「アスベスト」問題について、時期を失することなく適切に機敏に対応すること。
3. 国に対し、「パリ協定」に基づき、地球温暖化対策の抜本的強化を求め、市としても自然再生エネルギーへ転換する施策をすすめること。
4. ごみの多分別回収、リサイクル、生ごみの堆肥化、マイバック運動などを促進し、ごみ全体の減量に取り組むこと。放射能、アスベストやダイオキシンをはじめとする環境汚染物質への対策に万全を期すること。
5. 飼い主のいない猫を増やさないため、去勢・避妊補助などの対策をすすめること。

● 産業振興

1. 雇用や暮らしの安定をはかるために、市としても公契約条例を制定し、市関係業務に携わる労働者の賃金の底上げを図るなど、独自の対策を緊急にとること。
2. 不況打開と活力ある街づくりのため「羽曳野市中小企業振興基本条例」に基づき、施策の具体化を図ること。

〈観 光〉

1. 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に伴い、古墳や道路の周辺整備をすすめること。
2. 歴史がわかる街道、町並みの保存と併せて、安心して歩ける道の確保、歩きながら学べ

る工夫をした道として、歴史街道の整備をすること。

3. 峰塚公園に歴史資料館をつくること。また、歴史資料室や歴史コーナーを市役所や市民会館、各コミュニティーセンターなどに設けること。

〈農林・商工〉

1. 「住宅・店舗リフォーム助成制度」や「小規模事業登録制度」などを創設し、市内の中小零細業者の仕事興しや、市民の暮らしを応援すること。
2. 地場産業の振興と中小零細業者の育成をはかる施策の推進、地元発注、分離分割発注につとめること。また、市独自の無担保・無保証人の融資制度と、かけこみ融資制度を実施すること。
3. 農業基盤と営農環境の整備、後継者の育成、農産物の価格保障制度などの充実をはかること。また、農業用施設の改修・整備については、補助制度の充実とともに、担当部署として「農業振興課」を設置し、農業政策を総合的に推進できるようにすること。
4. はびきの版 DMO 事業については、事業の計画の内容を市民に広く知らせるとともに、観光・産業にかかわる市民や専門家を含んだ検討会を立ち上げて事業計画に活かすこと。

● 土木・都市計画

〈道 路〉

1. 住宅密集地については、消防車による消火活動ができるように道路の拡幅を推進し、延焼防止の空き地をつくること。
2. 市内の公共施設、道路、歩道、自転車道の整備など公共性の高い民間施設（病院や集合住宅等）にも協力を呼びかけ、バリアフリー化や安全対策をすすめて高齢者・障害者にやさしい街づくりをすすめること。
3. 駅の無人化を止め、駅係員を終日配置し、バリアフリー化やホーム転落防止柵設置など安全対策をさらに進めるよう近畿日本鉄道（株）に求めること。
4. 道路に関する地域要望について
 - ① 南阪奈道路の側道に、街灯の設置や、定式型信号機を設置すること。
 - ② 西浦交差点（外環状）の付近に商業施設ができたことから渋滞が多発するため、その対応策として西側車道に右折車線を設けて渋滞を解消すること。
5. 子どもから高齢者まで安心して利用でき、家族がくつろげるような公園を整備し、ドッグランの新設をすること。
6. 子どもが遊べるスペースをつくるため、地域関係者の要望も聞きながら、児童公園・ちびっこ広場などの整備（草刈り、バリアフリーなど）を積極的にとりくむこと。また、公園の遊具は点検・補修を行い、子どもが安心してボール遊びもできるよう整備すること。
7. 歩道の拡幅やバリアフリー化対策と自転車道の整備を行うこと。視覚障害者の声を聞き、点字ブロックの適切な設置を行うこと。

8. 交通量が多く危険な府道については、市が積極的に用地買収や協議に協力すること。
9. 近隣住民に迷惑をかけることなく楽しめるようスケートボード専用の場所を整備すること。

〈都市計画〉

1. 市営住宅の建て替えは、周辺地域の街づくりの観点からすすめ、全市民対象の一般公募を早期にはじめること。
2. 安全な街づくりのため、建築物や外壁の「耐震診断」や「除去費」、「補強工事」の助成制度の充実と広報に努めるとともに、「防災対策」の取り組みを強化すること。また、市内業者に仕事が回るようにすること。
3. 乱開発を規制し、緑地の保全などで環境保護につとめること。
4. 草や木が茂り管理が行き届いていない空き家について具体的な対策を行うこと。
5. 2021年4月にオープン予定の（仮称）羽曳野市西浦複合商業施設は周辺住民の生活環境に支障が生じないように雨水対策・交通安全・交通渋滞対策を行い、事業者への協議・助言指導とともに関係機関に働きかけること。

● 上下水道

1. 「石綿」水道管の敷設替えを早期に完了すること。
2. 下水道料金の引き上げをせず、さらに水道料金の引き下げをすること。また、下水道・水道料金の減免制度をつくること。
3. 上下水道管と施設の耐震・老朽化対策を急ぐとともに、下水道整備をさらにすすめること。

● 教育

1. 避難所にもなる小中学校の体育館にエアコンを設置すること。また、夏の猛暑から子どもたちのいのちと健康を守るために、特別教室にもエアコンの設置を行うこと。
2. 中学校の全員給食は、早期に実現すること。選択制であっても給食費を就学援助の対象とすること。学校給食法の基本精神にもとづき、教育の一環として市・教育委員会が直接責任を持つ直営方式、自校方式（学校に調理場を設ける）に取り組むこと。
3. 老朽化した給食センターについては、豊かで安全な学校給食を実現するため、自校・直営方式の調理場に取り組むこと。また、アレルギー児童への除去食を実施すること。
4. 義務教育無償化をすすめるため給食の無償化を実施すること。
5. 校舎やプール・体育館など学校施設の老朽化による修理・改修、トイレの洋式化や美装化などは現場の声を生かして計画的にすすめ、学習環境を整えること。
6. 通学路の安全確保をするため整備点検を小学校区ごとに毎年実施し、危険箇所は早急に整備すること。
7. 「学校安全管理員」を引き続き小学校に配置するとともに、中学校にも土・日も含めて

配置すること。

8. 教育の機会均等を保障するため、就学援助の適用基準を生活保護基準の1.25倍へ回復するとともに、入学準備金の入学前支給や就学援助金の費目の拡充をして、教育諸費の負担軽減を講ずること。
9. 定数を超えるクラスを早急に解消し、小中学校のすべてのクラスで35人学級を実現すること。
10. 教職員が健康で生き生きと教育活動ができ、働き続けられるような職場をつくるため、教職員の配置を増やし、労働条件を改善して多忙化解消を実現すること。
11. 憲法19条に保障された「思想・良心・内心の自由」を侵すような「日の丸・君が代」の押し付けは行わず、教育行政による押し付けや命令をやめ、学校・園現場の自主性を尊重すること。
12. 支援学級在籍児童・生徒を含めてカウントするのではなく、実質定数を超える学級を解消すること。
13. 難聴の児童・生徒をサポートする専門ボランティアを配置すること。
14. 全小中学校に図書館司書を配置すること。
15. アレルギー対応職員を配置すること。
16. スクールカウンセラーを増員し、もっと身近な環境で、カウンセリング等を受けられるようにすること。
17. 文部科学省の「学習指導要領解説総則」（08年6月）に災害や流行性疾患による学級閉鎖などによって授業時数が下回っても規則違反としないことを「制度上明確にした」と明記していることに鑑み、学級閉鎖などを理由とした授業時数回復を各校に機械的に押し付けないこと。

● 生涯教育

1. 中央スポーツ公園はスポーツだけでなく、子どもから高齢者まで憩える公園に整備すること。
2. 中央スポーツ公園内に設置予定の市民プールは、学校施設と併設ではなく社会教育施設として市民の声を反映させて早急に設置し、新プールができるまでは、代替え措置を実施すること。
3. 西浦市民体育館については、安全に使用できるよう老朽化対策を行い、エアコンを整備すること。
4. 雨の日に乳幼児や児童が遊べる施設をつくること。
5. 図書館が遠い地域には「移動図書館」を復活させること。

● 総務関係

〈公共施設〉

1. 「リックはびきの」や「コロセアム」など、公共施設の使用料金と駐車料金を値下げし、高齢者や障害者などに割引制度をつくること。
2. 市民会館や陵南の森総合センターでは、以前のように食堂・喫茶を再開させ、利用者の便宜をはかること。
3. 指定管理者制度の選定にあたっては、公正・適切・平等の原則とサービス提供を通じて住民の福祉の増進をはかること。また、必要に応じて直営に戻すこと。
4. 公共施設の在り方について検討する際には、施設利用者の意見を大切にすること。
市民サービスの向上や、そこに働く労働者の権利擁護などに努め、施設の使用料や利用料金の引き上げをしないこと。
5. 公共施設循環バスの路線拡充と増便、停留所の増設を図ること。

〈総務・人事関係〉

1. 特定業者などとの「ゆ着」を断ち切り、入札や契約を公正・厳正に行うとともに、企業などの献金を禁止し、汚職のない清潔な市政をすすめること。
2. 市は、不要不急の事業は見直し、ムダを削り、市民のくらしや福祉・営業を守り、教育改善等を優先させ、市の正規職員を増やして、市民サービス向上に努めること。
3. マイナンバー制度は、国民のプライバシーを侵害し、国家による国民の個人情報管理で、管理社会・監視国家をまねく危険性が強い。情報漏えいや監視社会への国民の不安がなくなるもとの、運用の中止・延期を求めるとともに、制度を廃止するよう国に働きかけること。
4. 同和行政は終結しており、国民融合が求められているもとの、同和関連事業は一切廃止し、部落解放同盟と関連団体への特別扱い・便宜を止め、市政との関係を断ち切ること。また、部落差別解消法を口実にした特別対策の具体化は行わず、いかなる名目であれ、同和教育は行わないこと。
5. 住民本位の施策を展開するにふさわしく、全職員がやりがいを持って仕事に取り組めるよう労働条件の改善に取り組むこと。非正規職員が雇用不安なく安心して働けるよう「同一労働同一賃金」の原則で制度改善の立場を貫き、その際には、労使合意の原則を貫くこと。
6. 住民参加・参画を保障するために、市民、各種団体や労働組合などの対話・交渉の場を一層、充実・保障すること。
7. 女性への差別と格差をなくし、女性の地位向上と権利擁護に努め、女性施策の前進をはかること。
8. 憲法9条・25条・92条などへの憲法の改悪に反対し、憲法を守る立場で市政をすすめること。

● 危機管理

1. 「羽曳野市地域防災計画」は、東日本大震災等の教訓を生かし、市民参加で実効ある防災対策を小学校区単位で計画策定をすること。また、その計画に見合った予算の増額や職員の増員をすること。
2. 災害時における医療機関の充実、関係機関との連携を強化すること。
3. 災害初動時は、地域住民への情報伝達が的確に行われるように防災無線の充実や広報車やエリアメールなどを活用できるようにすること。また、市のホームページなどを利用してすみやかな情報発信を行うこと。
4. 災害時には、各担当課に入った被害状況を一元的に集約して地域の被害情報を素早く把握する体制をつくり、スピード感のある対策を総合的におこなうこと。
5. 大阪府管轄の河川治水対策については、府の対応待ちになるのではなく、市から適切な情報や要望を伝えて対策を早急にすすめること。また、豪雨による河川対策については、これまでの浸水想定を抜本的に見直して、命と財産を守る手だてを早急にとること。
6. 雨水・浸水対策として、下水道整備をすすめること。
7. 公共施設の早急な耐震化と災害時の避難場所になる施設とその周辺的安全点検を行うこと。また、住宅の耐震化（特に住宅密集地等）を促進するために補助制度を拡充すること。ブロック塀の安全対策についての補助制度の拡充と期間の延長をすること。
8. 要援護者に対する支援者のマッチングを推進するとともに、災害発生時に即時に活用できる福祉避難所を確保し、支援体制を確立すること。
9. 公園など一時避難に指定された場所には、災害救助用具や飲料水・食糧などを倉庫に備え、住民組織と協力連携すること。
10. 備蓄品の確保や支援物資の運搬・配布、救護所と病院との連携等については、被災者の命を守る避難所運営ができるよう、物資の確保と運営体制を確保すること。
11. 避難所は、エアコンの設置や家族ごとのプライバシーを守れる空間を確保して、避難所の住環境を整備すること。
12. 市の責任で、防犯灯、街灯の設置をすすめること。新設以外にもLED化促進のため市補助金を増やすこと。
13. 土砂災害、地滑りや浸水が予測される地域では、専門家を含んだワークショップを地域全住民対象で行うこと。

● 国・府に対して要望するもの

〈国〉

1. 憲法違反の安保法制＝戦争法、特定秘密保護法、共謀罪法など立憲主義に反する諸法律の廃止と、憲法9条の改悪による「戦争する国づくり」反対と、改憲発議そのものをしてしないよう働きかけること。

2. 沖縄県名護市辺野古の新基地建設を直ちに中止し、環境の回復を行い、普天間基地の早期返還を実現し、撤去を進めること。また、在日米軍に異常な特権を与えている日米地位協定の抜本改定をはかるよう働きかけること。
3. 日朝平壤宣言に基づき北朝鮮との国交正常化、拉致問題解決、核・ミサイル開発阻止に向けた対話の再開を働きかけること。
4. 最低賃金は、ただちに1時間1000円に引き上げ、1500円を目指すこと。正社員化をすすめる、長時間労働や過労死を加速させる「残業代ゼロ法案」をストップし、人間らしく働けるルールづくりを働きかけること。
5. 森友学園・加計学園及び南スーダン日報隠ぺい疑惑の徹底究明を働きかけること。
6. 日本学術会議の会員任命拒否は、日本学術会議法や憲法23条「学問の自由」に対する違法・違憲であり、直ちに白紙撤回するよう働きかけること。
7. 大企業・大銀行優先、アメリカ言いなりなど、国の地方自治を侵害する策動に反対し、国から地方への権限と財源移譲による真の地方分権で、地方自治の拡充を行うよう働きかけること。
8. 民意が正確に反映されなくなる衆・参議院の比例定数削減と小選挙区に反対する立場で働きかけること。
9. 東日本大震災を始め10月に甚大な被害をもたらした台風19号等の災害復興等については、すべての被害者の生活と生業の再建に必要な公的支援を早急に行うことや、災害の危険から国民の命を守る抜本的対策を働きかけること。
10. 被災者生活再建支援法を始めとした被災者生活再建支援制度を速やかに拡充し、住宅再建ができるように働きかけること。
11. 福島第1原発敷地内の汚染水の海洋放出は断念するよう求めること。
また、原発の再稼働や老朽原発の延長に反対し、「即時原発ゼロ」、分散型・再生エネルギーの大規模普及を働きかけること。
12. 世界で50カ国が批准し、2021年1月22日発効される核兵器禁止条約に、日本政府も署名、批准するよう求めること。
13. 国内の農林漁業、食の安全、医療、中小企業などを脅かすTPPから離脱すること。また日米FTA（物品貿易協定）交渉を中止し、経済主権・食料主権を尊重するルールを確立することを、国に働きかけること。
14. 年金支給の削減など、年金改悪を中止し、国民負担なしに「基礎年金への国庫負担2分の1への引き上げ」を実施し、老後の安心できる年金制度に改善することや、最低保障年金制度の実現、年金の毎月支給を求めること。
15. 人間らしい労働のルールを築き、正規雇用を柱に、雇用の安定をはかる雇用対策を求めること。
16. 国に対して、住民の暮らしや地域経済を守るための施策充実を求めること。
 - ① 景気と暮らしを破壊する消費税に頼るのではなく、大企業や富裕層などへの減税を見直して適正に課税するなど、所得、資産、法人各分野に総合的な税制の公平化を図り、

財源を確保すること。

また、政府が導入しようとしている「適格請求書」(インボイス)制度は、中小業者にとって実務負担や導入に伴う新たな負担が増えるとともに、インボイスが発行できない事業者や免税業者が取引から締め出される恐れがあり、反対すること。

- ② 高齢者を差別し、際限のない負担増と医療切り捨てを押しつける後期高齢者医療制度を早急に撤廃すること。また、保険料を引き下げること。
- ③ 介護保険は公費負担を増やし、保険料を引き下げること。国の制度として保険料の減免や利用料の軽減拡充、施設の利用者負担の軽減について実効ある措置を求めること。
- ④ 介護施設などの基盤整備や、介護職員の適正配置・労働条件の改善など、国に財源確保と制度の抜本的改善を強く求めること。また、利用者の負担増や保険料徴収の年齢枠引き下げなど実施しないよう求めること。
- ⑤ 国民健康保険は、社会保障としての国の制度を守ること。また 1 兆円の公費を投入し、協会けんぽと同等の保険料に引き下げよう求めること。
- ⑥ 国民健康保険の子どもに係る均等割りをなくし、保険料軽減措置を導入するよう求めること。

17. 自営業者の家族従業員の給与を税法上の必要経費として認めるため、所得税法第 56 条(自家労賃)を廃止するよう求めること。
18. 障害者権利条約に基づく施策の実現を国に求め、障害者の権利と生活を守ること。
19. 生活保護基準の切り下げを元に戻し、生活困窮者には生活保護制度の利用を最優先にする仕組みを堅持するよう働きかけること。
20. 認可保育園の増設や保育士の確保のための具体的な手立てをとるよう働きかけること。
21. 0 歳児から 2 歳児までの就学前教育・保育の無償化や義務教育の完全無償化、高等教育の段階的な無償化など、子育てと教育の重い負担を軽減するために働きかけること。
22. 子どもの医療費助成制度を創設するよう求めること。
23. 憲法の平和・人権・民主主義の原理に立脚した教育をすすめ、子どもの成長を中心にすえた教育を実現するよう働きかけること。
24. 2021 年春からの大学入学共通テストの英語について既存の民間の資格・検定試験を利用することについて、公平性や費用の負担、受験時期の前倒しなどの問題を大きいことから国に中止を求めること。
25. 「国際人権 A 規約第 13 条第 2 項 【b】 【c】」の批准に基づき高校・大学の無償化をすすめるように求めること。
26. 国の責任で少人数学級を実現するため、学級編制標準を定めている義務標準法の改正を求め、教職員の増員を求めること。
27. 教員免許の更新制度を中止・廃止するよう関係当局に働きかけること。更新制度を続ける場合、何らかの理由で現行制度下での講習が未受講であっても免許失効しないようにする、10 年次研修や初任者研修と重なった場合の受講者の負担軽減、更新講習受講の勤務態様を「出張」扱いとする、講習にかかる費用を公費負担とするなどの対応をとる

よう関係当局に働きかけること。

28. 公立学校に「一年単位の変形労働時間制」の導入を機械的に押し付けないよう働きかけること。
29. 公的病院の統廃合はやめ、救急医療体制を整備・充実するため、医師不足の解消、救急告示病院への運営補助などの財源確保を求めること。

〈府〉

1. 大阪府の市町村への補助金削減、府民への負担増の押しつけ、「地方分権」の名による「道州制」などには同調せず、市民の利益第一に対応すること。
2. 自治体を広域一元化するような制度見直しはやめて、自治体の権限を活かした住民本位の府政を目指すよう求めること。
3. 「自治体つぶし」「くらしつぶし」の「大阪都構想」や、ギャンブル依存症を増やし、大企業への大型開発で夢洲の環境破壊等をすすめる「カジノ大阪誘致」に反対し、貧困と格差をただし、だれもが安心して暮らし、働き続けられる大阪となるよう働きかけること。
4. 万博を口実にした巨大開発の無駄遣いやカジノ誘致に反対するとともに、災害から府民の命を守る防災事業や老朽化したインフラ整備を最優先した防災対策をすすめること。また中小企業の力をつける政策へと転換させるよう求めること。
5. 大阪府からの事務移譲事業について、仕事量に見合う財源保障を求めること。
6. 豪雨災害対策として、東除川・大乘川の整備を行うよう求めること。
7. 耐震化をすすめるための「除去費」については、補助を復活させるよう求めること。
8. 交通量が多く危険な府道については、市と協議して用地買収を積極的におこない車道や歩道を拡幅するよう求めること。
9. 人間らしい働き方を脅かす、解雇ルールや労働時間の規制緩和を図る「労働特区」や混合診療を解禁するなど国民皆保険を破壊する「特区」構想に反対するよう働きかけること。
10. 水道事業は「自己水」を守り、「安全で良質な水」を供給するため、「府内一水道」には慎重に対応するよう求めること。
11. 大阪経済の要である中小業者を切り捨てることになる融資制度の改悪や、府営住宅の半減策などの撤回を求めること。
12. 国保の「広域化」は市民にとって何のメリットもなく、加入者の声も届かない。保険料率や減免制度などを、大阪府で統一しないよう求めること。
13. 府条例で決められた自転車保険の加入義務化による保険費用については、生活保護利用者にとって大きな負担になるため府に全額補償するよう求めること。
14. 府営住宅の入居基準の改悪撤回を府に働きかけること。また、古市府営住宅の建てかえは早期に行い、当初の管理戸数が確保できるよう府に働きかけること。敷地内に広場やあずまやの設置をするとともに、各棟に住民が交流できるオープンスペースを設けるよう働きかけること。
15. 子ども・ひとり親家庭医療費助成制度の一部自己負担や所得制限の撤廃を求め、制度の

- 拡充とともに、老人医療費や障害者医療費などの助成制度の回復・充実を求めること。
16. 救急医療体制を整備・充実するため、大阪府に医師不足の解消、救急告示病院への運営補助などの財源確保を求めるとともに、南河内二次医療圏域における三次救急病院と二次救急病床確保を求めること。
 17. 小児救急医療体制は、関係機関・近隣自治体との協力で 24 時間体制への充実を早急に確立するとともに、大阪府にも財源確保を求めること。
 18. 大阪はびきの医療センターについては、整形外科や泌尿器科なども含め充実させ、総合病院的な機能や三次救急の役割を果たせるように働きかけること。
 19. 子どもの貧困対策については、学習支援だけでなく、経済的な支援も含めて具体策を講じること。高校授業料の無償化については、所得制限を設けず完全無償とし、私学の経常費助成を国基準とすること。また、給付制奨学金制度の創設を要求すること。
 20. テストの結果を内申点に反映させるチャレンジテストは中止して保護者や現場の意見を聞いて入試制度の改善を行うよう働きかけること。「チャレンジテスト」「テストすくすく」への参加・不参加・結果公表などに関して、自主的決定を尊重するよう働きかけること。
 21. 支援学校の教室が足りず、カーテンで仕切るなどの実態があることから、学習環境を確保するため、教室の増設を求めること。
 22. 支援学級在籍児のダブルカウントの復活、女子率加配、産育休プール教職員などの増員、加配を働きかけること。
 23. 養護教諭をすべての学校に複数配置するための年次計画を策定するよう働きかけること。
 24. 学校事務職員を当面、小学校 19 学級、中学校 13 学級以上の学校に複数配置するための年次計画を策定するよう働きかけること。
 25. 教職員の妊婦の負担軽減の抜本改善と勤務時間の改善を府に働きかけること。
 26. 支援学級担任を学級数 + 1 名にするよう関係当局に働きかけること。
 27. 支援学級の認可に当たっては障害種別に応じた（該当する児童・生徒がたとえ 1 名であっても）認可を行うこと。
 28. 必要なすべての支援学級に重度加配を配置するよう関係当局に働きかけること。
 29. 「大阪府財政構造改革プラン」に基づく教育費の削減をしないように働きかけること。
 30. 府単独加配の今までの削減分の回復など、教職員の大幅増員を求めること。

以上

この要望書は、この間の羽曳野市政についての「市民アンケート」で、市民のみなさんから寄せいただいたご要望や、各団体からのご要望をはじめ、従来の予算要望書を精査し、重点項目10項目と、各関係部署と国・府に対して174項目の要望を作成しました。

羽曳野市長と羽曳野市教育長職務代理に、11月27日に提出し、2021年度の施策展開に活かしていくよう、申し入れました。

日本共産党市会議員団は、来年度の予算への反映や、みなさんから寄せいただいたご要望の実現に全力をあげてがんばります。

今後とも、ご意見やご要望などを、日本共産党羽曳野市会議員団にお寄せ下さいますよう、よろしく願いいたします。

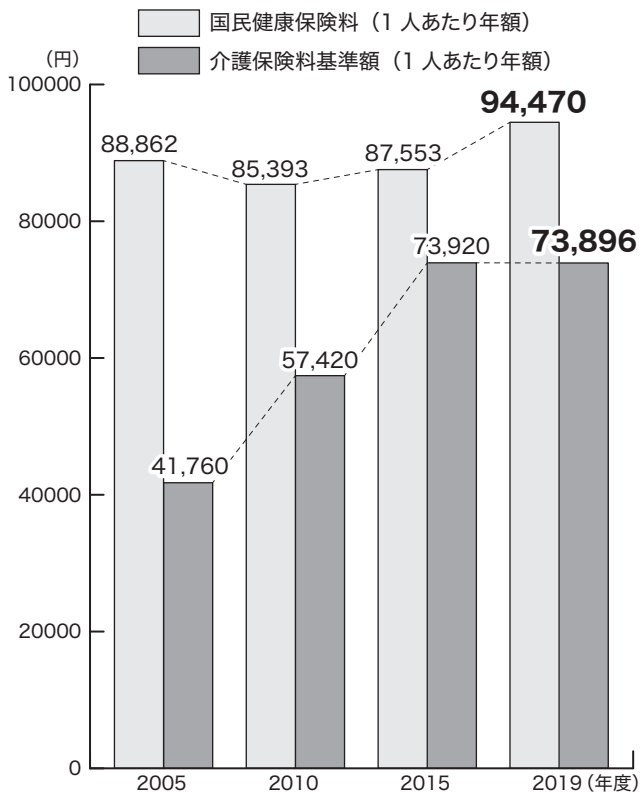
また、お困りのことは、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

2020年11月 日本共産党羽曳野市会議員団

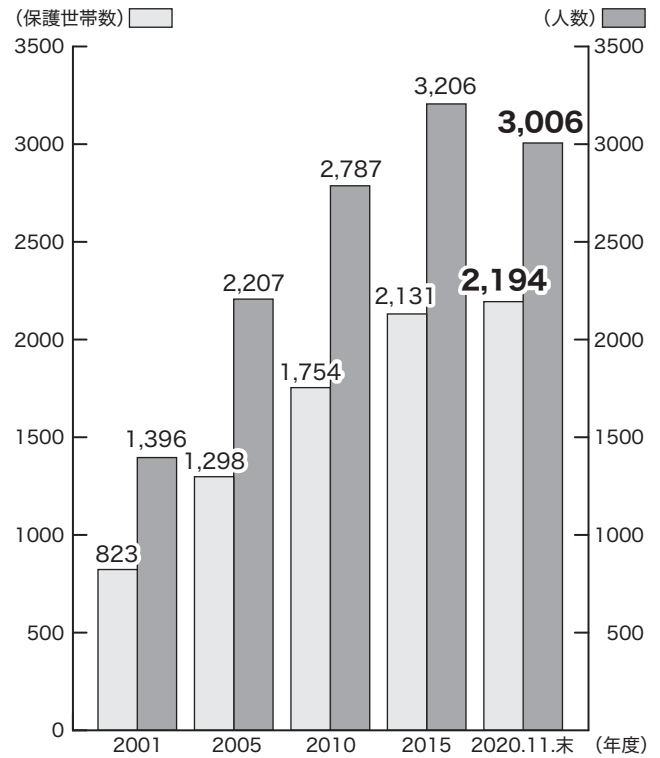
連絡先：羽曳野市役所 TEL 072 - 958 - 1111 (内線2160)
FAX 072 - 950 - 4008



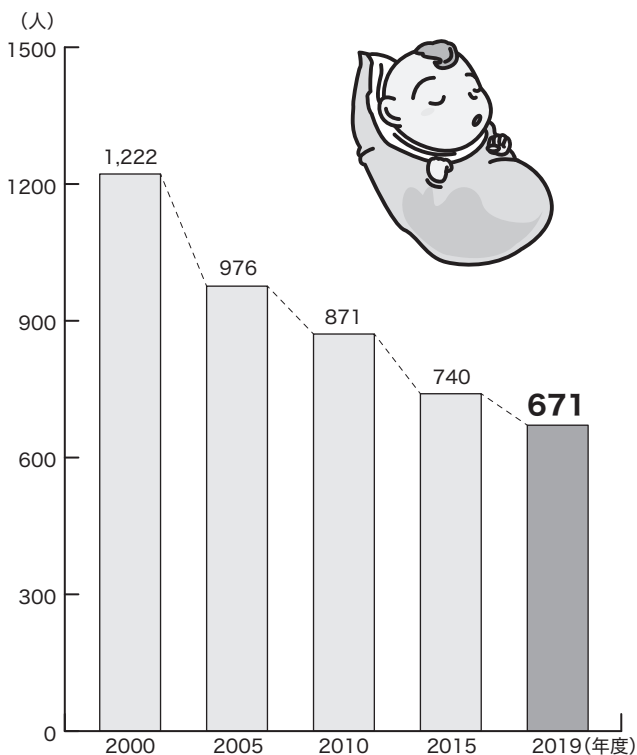
■ 国民健康保険料・介護保険料基準額



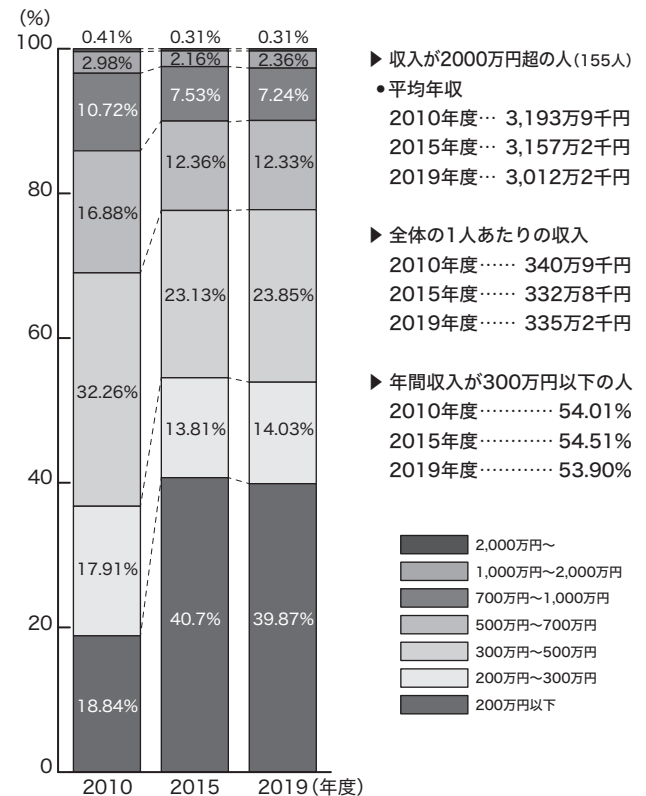
■ 生活保護世帯数と人数



■ 年間の出生数



■ 給与所得者の収入段階別調べ



市政相談はお気軽に

日本共産党
市会議員団



市会議員

若林 信一

〒583-0861 羽曳野市西浦1-7-6
電話 090(3034)1403 FAX 072(958)2624



市会議員

ささい喜世子

〒583-0882 羽曳野市高鷲6-8-4
電話 090(9272)7328 FAX 072(931)1860



市会議員

ひろせ 公代

〒583-0885 羽曳野市南恵我之荘3-7-2
電話 090(9997)0218 FAX 072(938)4710



市会議員

わたなべ真千

〒583-0865 羽曳野市羽曳が丘西5-2-18
電話 090(9992)6899 FAX 072(956)4598

日本共産党羽曳野市会議員団のホームページは、議員団が発行する「議会報告」や「羽曳野民報」などで、市政の問題や議員団の見解などを掲載しています。ぜひご覧頂き、ご意見やご要望をお寄せください。

また、市のホームページの「羽曳野市議会」から「会議録検索」や「議会映像ライブラリ」で、本会議での質問やそれに対する答弁、また審議した内容がすべてご覧いただけます。ぜひご覧ください。

*この予算要望書は政務活動費で作成しています

日本共産党 羽曳野市会議員団

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1-1 羽曳野市役所内
電話 072-958-1111 (内線2160) ホームページ <http://www.jcp-habikino.net>
FAX 072-950-4008 e-mail kyousan_gikai@city.habikino.lg.jp